

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地震：J-SHIS

首都圏での直下型の地震（マグニチュード7級）の発生については、大陸プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し、複雑な応力集中が生じていることなどから、ある程度の切迫性を有していることがあきらかにされている。

本市に大きな災害をもたらす想定地震は「F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地（以下「F1断層などの連動地震」という）である。及び「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」である。東日本大震災による被害規模は以下の通りである。

北茨城市の東日本大震災における被害規模

死者	10人	全壊	188棟
行方不明者	1人	半壊（大規模半壊含）	1,336棟
負傷者	188人	一部損壊	4,721棟
うち重症	1人	床下浸水	119棟
	187人	非住家被害	2,427棟
避難所生活者数	5,000人超	火災	1件

「F1断層などの連動地震」による被害は地震の揺れとそれに伴う火災によるものが多く、市内の最大震度は7と予測されている。また、「茨城県沖～房総半島沖の地震」による被害は津波によるものが多い。この二つの想定地震による市内の予測被害量は次のとおりである。

想定地震による被害の概要

項目		F1断層などの連動地震	茨城県沖～房総半島沖の地震
建物被害 (冬の18時)	全壊・焼失	2,263棟	1,426棟
	半壊	4,045棟	1,757棟
人的被害 (冬の深夜)	死者	105人	12人
	負傷者	741人	19人
	うち重症者	117人	4人
ライフライン被害 (地震直後)	電力（停電率）*1	97%	83%
	上水道（断水率）*2	99%	85%
	下水道（機能故障率）*3	97%	100%
	固定電話（回線不通率）*4	97%	84%
避難者 (冬の18時)	当日	6,826人	8,428人
	1週間後	10,380人	3,763人
	1ヶ月後	9,216人	4,869人
災害廃棄物	災害廃棄物	330,777トン	185,504トン
	津波堆積物	—	154,318トン

*1 停電率とは電灯軒数に対する停電軒数の割合を指す。

*2 断水率とは、給水人口に対する断水人口の割合を指す。

*3 機能支障率とは、下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。

*4 不通回線率とは、固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。

○商工業者へのリスクとしては、沿岸部では津波被害により洪水時と同様に、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、駅前地区は事業者が密集しており、火災による被害に加え、商店街のにぎわいが失われることによる、販路の縮小や商圈の喪失などのリスクも存在する。

② 津波

茨城県では、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づき、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定した浸水予測を実施し、平成24年8月に公表している。また、令和2年4月に公表された「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定」においては、本市での最大沿岸津波高が6.5mと想定され、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波（最大浸水高6.7m）と同規模の津波の浸水想定となっている。

本市では、東北地方太平洋沖地震津波の再来と「茨城県沖～房総半島沖の地震」の二つの津波の予測結果を重ね合わせて最大となる浸水域と浸水深（最大遡上高16.0m）を想定している。

③ 水害：ハザードマップ

県管理河川で県知事が水防警報を行う大北川・花園川は、水防法に基づく水位周知河川に指定されており、浸水想定区域が指定されている。

大北川・花園川浸水想定区域は、想定最大規模の大雨（大北川・花園川の流域に2日間雨量で805mm、ピーク時の1時間に109mm）による外水氾濫の想定で、大北川・花園川沿いの低地において最大10m以下の浸水が予想されている。また、近年は、いわゆるゲリラ豪雨等の短時間降雨による被害も想定され、浸水被害の対策が重要となっている。また商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。市内の主要産業である水産加工業においては、原材料の加工業者が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

④ 暴風

台風や発達した温帯低気圧による暴風や高波は、数値予報の改善により比較的高精度に予報できるようになっているが、市街地はもちろん海岸部での高波への備えや農地等における対策を講じることが重要である。また、海岸部では、気圧や満潮などの要件が重なると高潮の発生も予想される。

⑤ 竜巻・落雷

竜巻や落雷については、主に発達した積乱雲から発生する現象であり、これらの発生については、現在は、数値予報により積乱雲が発生しやすい状況を予測することは可能であるが、発生時刻や場所を特定した予報は難しい状況にあるため、普段からの備えとともに、適切な避難等を講じることが必要である。

⑥ 土砂災害：ハザードマップ

本市には、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域177箇所（急傾斜地の崩壊165、土石流12）、土砂災害警戒区域14箇所（急傾斜地の崩壊7、土石流2、地すべり5）が指定されている。また、急傾斜地崩壊危険箇所172箇所、土石流危険渓流14箇所、地すべり危険箇所5箇所、山地災害危険箇所72箇所（山腹崩壊危険地区23、崩壊土砂流出危険地区45、地すべり危険地区4）が指定されている。

これらの箇所は大雨等による土砂災害が予想されることから、危険個所の整備とともに、市民等への周知など、災害予防策を講じることが必要である。また、商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

土砂災害危険箇所等の状況

種 類	区 分	箇 所 数	土砂災害 警戒区域指定	土砂災害 特別警戒区域指定	
土砂災害 危険箇所	急傾斜地 崩壊危険箇所	I	101	101	96
		II	70	70	68
		III	1	1	1
	土石流危険渓流	I	6	6	4
		II	8	8	8
		III	—	—	—
	地すべり危険箇所	5	5	—	
山地災害 危険地区	山腹崩壊危険地区	23			
	崩壊土砂流出危険地区	45			
	地すべり危険地区	4			

※区分：Ⅰは、被害想定区域に公共的建物があるか又は人家数が5戸以上、Ⅱは1～4戸、Ⅲは0戸

⑦ 感染症、サイバー攻撃等

新型インフルエンザ等(感染症)は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

本市の主要産業である水産加工業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・商工業者数 1, 517人
 - ・小規模事業者数 1, 102人
- (うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は19人)

【内訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数(うち事業継続力強化に取り組んでいる者)	備 考(事業所の立地状況等)
建設業	186	181(3)	市内各地に広く分布する。
製造業	220	151(10)	市内各地に点在するが大手中堅は工業団地に集中する。
卸売・小売業	353	240(1)	JR磯原駅以南中郷地区に多く点在する。
飲食・宿泊業	155	106(0)	飲食業はJR磯原駅以南中郷地区に多く点在し、宿泊業は海岸沿い浸水区域に多く点在する。
サービス業	603	424(5)	市内に広く分布する。
合計	1, 517	1, 102(19)	

(3) これまでの取組

①北茨城市の取組

本計画の策定にあたって、事業者に影響を与える本市の災害リスクの検討や重点的に支援すべき対象を決定するため、本市商工観光課、総務課と北茨城市商工会において連絡会議を開催した。(年1回実施)

北茨城市地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び北茨城市防災会議議事条例第2条に基づき、北茨城市防災会議において作成する計画であり、災害時において、北茨城市・茨城県及び防災関係機関や公共的団体、住民及び事業所がその有する全機能を発揮し、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

本計画は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等の教訓や首都直下地震の被害想定等を踏まえ大規模地震を想定した防災対策の確立を図るために平成21年3月に改定した。

その後東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会での議論を踏まえ、国の災害対策基本法が改正されたことに伴い防災基本計画が修正された。これを踏まえ、市の地域防災計画も平成26年3月、続いて平成31年3月、令和6年3月に改定した。

その後、令和4年3月には、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、迅速な復旧・復興に資する強靱な地域づくりを推進するための指針となる「北茨城市国土強靱化地域計画」を策定した。

災害に対する対応を分かりやすくするため、これまでの地震、風水害といった災害別の構成を改め、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画の構成を基本とし、必要に応じて、災害特性に応じた項目を設定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。

(1) 防災計画の策定

本計画では、災害に対する対応を下記の構成により設定する。

計画の構成

項目	主な内容	備考
総則	計画の目的、災害環境、関係機関の業務大綱等	
災害予防計画	防災体制の整備・強化、防災意識の啓発等、災害の防止、減災に向けた事項	基本的な事項については、共通編として取りまとめ、災害特性に応じ必要な事項を、地震・津波、風水害等の項目を設けて示す。
災害応急対策計画	災害発生以降に講じるべき防災体制、情報の収集、連絡体制の整備、避難誘導、避難生活支援等、災害発生に伴い必要となる事項	
災害復旧・復興計画	応急対策以上の復旧復興に向けた措置に関する事項	
原子力災害対策計画	原子力災害発生時において市及び市民が講じるべき対策に関する事項	茨城県地域防災計画をもとに、市及び市民がとるべき対応策を徹底する。

(2) 防災体制の整備

- ・災害時に市民一人ひとりが迅速かつ適切な行動を取ることができるよう、地震・津波や風水害、高潮など多様な自然災害を想定した実践的な総合防災訓練を実施する。(毎年1回以上実施)
- ・各地区における自発的な防災活動を促進するため、新たな自主防災組織の結成単位を構築し、組織結成数の増加に努めている。
- ・市民一人ひとりが自らの命を守る自助意識の高揚を図るため、様々な機会を活用した防災知識の普及啓発に取り組んでいる。
- ・北茨城市新型インフルエンザ等(感染症)対策行動計画の策定

(3) 防災基盤の整備

- ・避難指示等の災害情報を広く正確に伝えるため、避難情報に関するガイドラインに基づき、伝達マニュアルの整備に努めるとともに、多様な情報伝達手段(防災行政無線・防災メール・SNS・Jアラート(全国瞬時警報システム)・Lアラート(災害情報共有システム)・広報車等)を活用した災害情報の収集及び伝達体制の構築を図っている。

(4) 治山・治水対策の推進

- ・大規模な土砂災害等による死傷者の発生を防止するため、急傾斜地崩壊危険個所について、県と連携した防災対策を推進していく。
- ・今後さらに激甚化・頻発化が予想される水害等による被害を抑制するため、茨城県二級水系流域治水協議会による流域治水プロジェクトを通じ、関係機関と連携した流域治水対策を推進していく。

②当商工会の取組

(1) 事業継続力強化に関するセミナーの開催並びに国の施策の周知

- ・小規模事業者に対して災害発生時への備えの必要性を認識・理解させていくために新たな防災や減災に取り組む小規模事業者への専門家派遣について周知を行うとともに、上部団体等関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP等の国の施策を周知するとともに、策定の必要性を啓発した。

また、令和5年9月に当市を襲った台風13号で被災したことを受け、令和7年1月には高萩市商工会等と共催で「今、知ってほしい企業の災害対策」と題したセミナーを開催した。

(2) 損害保険の周知と加入促進

- ・全国商工会連合会では、ビジネス総合保険制度、商工会の業務災害保険・休業補償制度等について各損害保険会社と業務提携し、制度運営や普及の促進を行っている。また、小規模事業者に対する火災・地震などのリスクヘッジ対策として茨城県火災共済協同組合及び茨城県商工会連合会と連携し、普及や加入促

進を行っている。また、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携し、商工業者に対して損害保険の加入促進を行った。

（３）災害発生時の市行政への状況報告及び情報の提供と実態の把握

・災害発生時に市内の商工業者の被害状況を電話等にて把握し、各状況と被害件数等を詳細に係する市部課に報告し連携した支援体制をとっていく。

（４）被害状況聴き取り調査並びに相談窓口等の設置

・域内で発生した令和５年９月の台風１３号で被災した水産加工業者等に対し、状況を把握するため、市内事業者へ巡回調査を行い、事業者ＢＣＰの策定支援や各種補助金の周知、相談窓口の設置について説明した。相談窓口の設置により、事業継続力強化計画策定支援１０件、茨城県被災事業者再建支援事業費補助金申請支援８件を実施した。

③事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市内小規模事業者を訪問し事業者ＢＣＰの策定に係る指導 ９者
- ・事業者ＢＣＰ策定済み事業者を訪問し更新策定に係る指導 １者
- ・市内主要産業である水産加工業等の製造業の小規模事業者による事業継続力強化計画策定率 ６．６％
- ・事業継続力強化に関するセミナー 年１回
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した損害保険への加入促進 ３者

２．本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- （１）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- （２）地域の自然災害等リスクについて当会、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- （３）本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】

- （１）事業継続力強化の取組状況については、経済産業省ＨＰに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- （２）当市商工観光課、総務課、当会で年１回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- （３）保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

３．目標

- （１）地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- （２）市内の主要産業である水産加工業が多く集積する大津地区、地域経済圏の中心となる駅前商店街のある駅前地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- （３）支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が１．７％程度と低いことから、事業者ＢＣＰの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年3者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 市内全体の事業継続力強化計画(BCP)の策定率を3%
- ③ 主要産業である製造業の小規模事業者においては策定率を16%
- ④ 損害保険加入の取組を10者に対して行う。
- ⑤ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(3) フォローアップ

- ・北茨城市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。(HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)
- ・事業者BCPの策定後1年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、損害保険等の紹介等を実施する。
- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社等に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクフ

ファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。

- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法) 中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

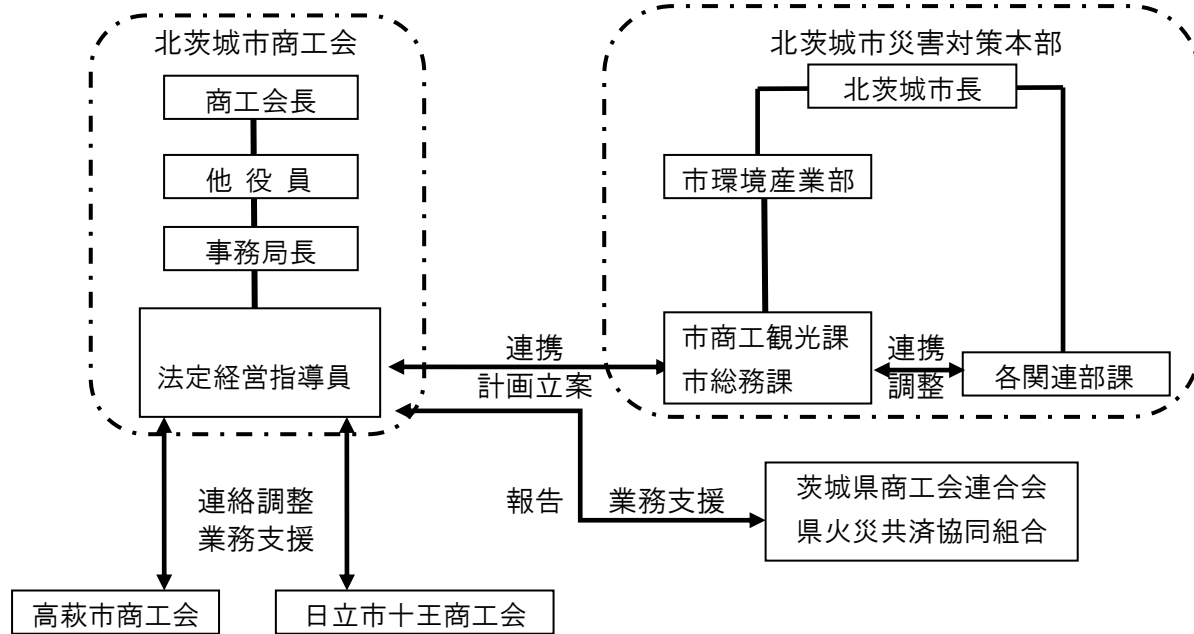
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年3月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



商工会長	1名	※商工業者数	1,517
他役員	25名	※小規模事業者数	1,102
事務局長	1名	会員数	951
法定経営指導員	1名		
経営指導員	2名		
その他職員	9名		

(令和8年3月1日時点)

※は令和3年度経済センサス基礎調査に基づく

① 都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・当会、北茨城市商工観光課・総務課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・また、認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

② 商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・市内を3地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員2名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・また、保険加入促進については、連携協定を結んでいるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の専門家1名による、セミナー個別相談の体制とする。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員2名、商工会職員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。

・上記で把握・検証した実施状況を当会と北茨城市の連絡協議会（年1回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

（2）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員：田所 一茂（連絡先は後述）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の可否

経営指導員 田所 一茂は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

（3）商工会、関係市町村連絡先

①商工会

北茨城市商工会

〒319-1542 茨城県北茨城市磯原町本町 1-3-9

TEL:0293-42-2511 / FAX:0293-42-0503

E-mail : kitasho@atlas.plala.or.jp

②関係市町村

北茨城市商工観光課商工労政係

〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630

TEL:0293-43-1111（内線362） / FAX:0293-43-3030

E-mail : kankou@city.kitaibaraki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	360	360	360	360	360
1. 調査費	30	30	30	30	30
2. セミナー開催費 講師謝金 講師旅費	130	130	130	130	130
3. 専門家派遣費 講師謝金 講師旅費	170	170	170	170	170
4. 協議会運営費 会議費等	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伴走型補助金、北茨城市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携者無し

発災後の対応等に係る事項

(1) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後2時間以内にすべての職員（臨時職員を含む）の安否確認を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる場合は出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
・大まかな被害状況を確認し、2日以内に北茨城市及び茨城県商工会連合会と情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有・報告

・当会は、被害状況を茨城県の指定する方法にて県に報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。合わせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会と被害情報等を共有し、当会から県へ報告を行う。

■感染症、サイバー攻撃等

感染症やサイバー攻撃等が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

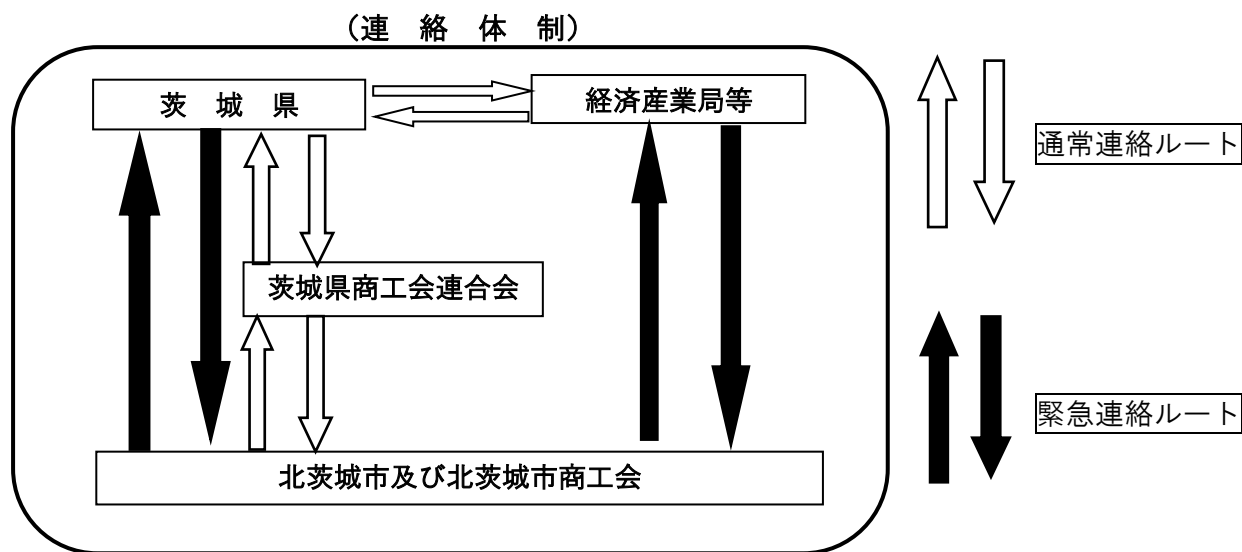
・北茨城市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有・報告

・当会は、国や茨城県からの情報に基づき、県が定める期日までに県の指定する方法にて県へ報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。合わせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会と被害情報を共有し、当会から県へ報告を行う。

(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と北茨城市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、茨城県の指定する方法にて情報を茨城県へ報告するとともに、北茨城市は当会が報告した内容について確認を行う。



(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、北茨城市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(4) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、地区ブロックをベースとした対口支援体制に基づき、災害対応を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。